

2024年 長久手市姉妹都市友好親善訪問団青少年派遣事業委託に係る 指名型プロポーザル実施要領

2024年 長久手市姉妹都市友好親善訪問団青少年派遣事業委託の内容並びに同業務に係る指名型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本プロポーザルは、長久手市（以下「市」という。）が受託者に委託する「2024年 長久手市姉妹都市友好親善訪問団青少年派遣事業委託」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力等の審査を指名型プロポーザルにより行い、本業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するために行う。

第2 業務概要

1 業務名

2024年 長久手市姉妹都市友好親善訪問団青少年派遣事業

2 業務内容

仕様書のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年8月30日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は6,207,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であるから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1

長久手市 暮らし文化部 観光商工課 観光交流係

電話 0561-56-0641

FAX 0561-63-2100

e-mail kanko@nagakute.aichi.jp

第4 指名理由

指名する理由は、次のとおりとする。

- (1) 本業務を適正に遂行するに足る技術的能力と十分な財務的基礎を有してい

と思われる。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない。
- (3) 長久手市入札参加資格において旅客業の入札参加資格を有しており、長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない。

第5 企画提案書提出要請

本プロポーザルに指名された者（以下「企画提案者」という。）に対して、企画提案書の提出を要請するので、第7企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を提出すること。なお、本プロポーザルを辞退する場合には、企画提案書提出期限までに辞退届（様式1）を提出すること。

第6 説明会

説明会は実施しない。

第7 企画提案書作成要領

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案書は様式2により提出し、次の事項について所定の様式又は任意様式により提案すること。

- (1) 8月21日（水）～23日（金）のいずれかで実施するワートルロー市及びその周辺における青少年研修プログラム（様式3）
- (2) テロ等に対する安全対策について渡航者が知っておくべき情報（様式4）
- (3) 渡航先（ベルギー王国）の情勢・治安についての最新情報（様式5）
- (4) 現地での緊急連絡体制・緊急時の対応（様式6）
- (5) お別れ会の会場（様式7）
- (6) 過去2年間に提案者（支店、部署等）が実施した、青少年派遣事業の実績（様式8）
- (7) 同行する添乗員の経歴等の資料（任意様式）
- (8) 主催者として加入する傷害・損害保険（任意様式）
- (9) 交通手段を記載した行程表（任意様式）

2 業務にかかる費用について

企画提案書には、業務にかかる見積書（任意様式 ※項目ごとの内訳を記すこと。）を添付し、提出すること。

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年5月21日（火）午後5時まで
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
また、提出期限までに必着のこと。

- (4) 提出部数 6部

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

- (1) 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。
 - ア 提出書類 質問書（様式9）
 - イ 提出期間 令和6年5月16日（木）までの休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ
 - エ 提出方法 持参又はEメール
- (2) 質問の回答は、5月17日（金）午後5時15分までに全指名業者に対し、Eメールにより回答するものとする。
また、併せて、長久手市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 指名通知から企画提案書の提出期限までの間に、第4に定める指名理由の各項目を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、2024年 長久手市姉妹都市友好親善訪問団青少年派遣事業委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 審査項目及び評価基準

企画提案書等により、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

3 受託候補者の特定

- (1) 評価は、2024年 長久手市姉妹都市友好親善訪問団青少年派遣事業委託プロポーザル選定委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類について予め定めた評価基準及び配点に基づいて評価を行う。
- (2) 選定委員会において、各委員が提案者ごとの評価点の合計を算出することで、委員ごとに提案者に対する採点順位を付け、採点順位1位の数が最も多い提案者を受託候補者に選定する。
- (3) 各委員の採点順位1位の数が最も多い提案者が2以上となった場合は、全委員の採点を合計した点数の最も多い提案者を受託候補者に選定する。
- (4) 各委員の採点の合計点で60点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。
- (5) 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

4 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 評価点数
 - ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
 - エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 第3に同じ
 - ウ 提出方法 ※持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和6年6月14日（金）までに

説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

5 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び委員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、長久手市契約規則第12号第31条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 後払いとする。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
指名の通知	令和6年5月8日（水）
企画提案書の提出	令和6年5月17日（金）から 令和6年5月21日（火）まで
審査結果の通知	令和6年5月27日（月） 予定
契約締結	令和6年6月3日（月） 予定

第13 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。